

お客さま各位

株式会社長崎銀行

## 貸金庫規定の改定について

当行は、他行において発生した貸金庫窃取事案ならびに金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正等を受け、貸金庫業務のさらなる適正化を図るべく、下記のとおり貸金庫規定を改定します。

なお、改正後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまについても適用されますので、あらかじめご了承ください。

当行は今後も、お客さまに安心して貸金庫をご利用いただけますよう、管理態勢強化やサービスの改善に努めてまいります。

### 記

#### 1. 改定の対象となる規定

貸金庫規定

#### 2. 改定内容

##### (1) 主な改定内容

①貸金庫に格納<sup>\*1</sup>いただけないものに「現金」を追加

②貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面<sup>\*2</sup>等で申告いただくこと 等

※1 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時等に、現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。

※2 書面につきましては、2025年10月頃から順次、お届けいただいているご住所宛てにご郵送等させていただきます。お手元に届き次第、ご申告ください。

#### ■格納いただけない現金について

・日本円、外国通貨とも格納いただけません。

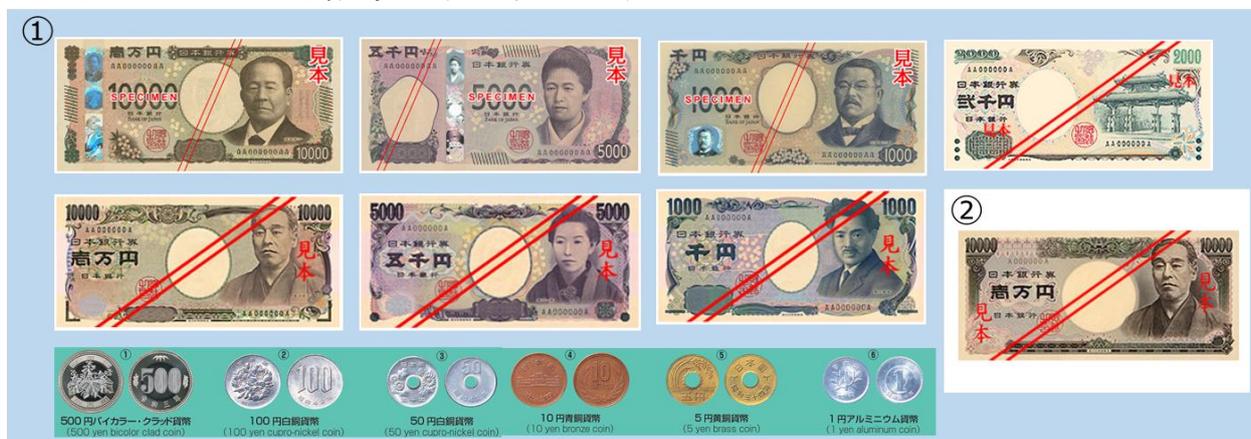
(注) 日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金です。

①日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣

②「①」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

詳しくは[日本銀行ホームページ](https://www.boj.or.jp/note)をご確認ください。

<格納いただけない銀行券一覧>（2025年7月時点）



出典：日本銀行ホームページ ([https://www.boj.or.jp/note\\_tfjgs/note/valid/index.htm](https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/index.htm))

**(2) 新旧対照表**

3 ページ～4 ページの新旧対比表をご参照ください。

**3. 改定日**

2026 年 2 月 1 日 (日)

規定改定に伴いお手数をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以 上

本件に関するお問い合わせ先  
長崎銀行事務部 TEL 095-816-2211  
【受付時間】 平日 9:00～17:00

【貸金庫規定新旧対比表】

改定後	改訂前
<p>1. 格納品の範囲 (1)～(2) (略) <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p>2. (利用目的の確認) <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>3. 契約期間等 (略) 4. 使用料 (略) 5. 鍵の保管 (略) 6. 貸金庫の開閉等 (略) 7. 届出事項の変更等 (略) 8. 印章、鍵の喪失時等の取扱い (略) 9. 印鑑照合等 (略) 10. 成年後見人等の届出 (略) 11. 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、第12条第3項第1号、<u>第2号AからE</u>および第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、<u>第12条第3項第1号、第2号AからE</u>または第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>12. 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱いします。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p>	<p>1. 格納品の範囲 (1)～(2) (略) <u>(新規追加)</u></p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>2. 契約期間等 (略) 3. 使用料 (略) 4. 鍵の保管 (略) 5. 貸金庫の開閉等 (略) 6. 届出事項の変更等 (略) 7. 印章・鍵の喪失時等の取扱い (略) 8. 印鑑照合等 (略) 9. 成年後見人等の届出 (略) 10. 反社会的勢力との取引拒絶 この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号AからDおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからDまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。</p> <p>11. 解約等 (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱いします。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p>

改定後	改訂前
<p>①～⑤ (略)</p> <p><u>⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑦本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>⑧法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p><u>⑨マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>A～B (略)</p> <p>C. <u>自己、自社もしくは</u>第三者の不正の利益を図る目的<u>または</u>第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p><u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(4) <u>前2項または</u>前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に<u>第4条第1項</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p><u>1.3. 損害の負担等</u> (略)</p> <p><u>1.4. 貸金庫の修繕、移転等</u> (略)</p> <p><u>1.5. 緊急措置</u> (略)</p> <p><u>1.6. 譲渡、転貸等の禁止</u> (略)</p> <p><u>1.7. 保証人</u> (略)</p> <p><u>1.8. 規定の変更</u> (略)</p>	<p>①～⑤ (略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>A～B (略)</p> <p>C. 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p><u>(新規追加)</u></p> <p>D. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>1.2. 損害の負担等 (略)</p> <p>1.3. 貸金庫の修繕・移転等 (略)</p> <p>1.4. 緊急措置 (略)</p> <p>1.5. 譲渡・転貸等の禁止 (略)</p> <p>1.6. 保証人 (略)</p> <p>1.7. 規定の変更 (略)</p>